



4 生私行第 1 4 0 号
東京都私立学校審議会

私立学校法（昭和 2 4 年法律第 2 7 0 号）第 8 条第 1 項（同法第 6 4 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により、下記事案について貴審議会の意見を求める。

令和 4 年 4 月 1 9 日

東京都知事 小池 百合子



記

- 1 左内坂幼稚園の廃止認可について（杉並区）
- 2 黒田幼稚園の廃止認可について（足立区）
- 3 調布るんびに幼稚園の廃止認可について（調布市）

令和4年4月19日

令和4年度第1回東京都私立学校審議会（第814回）議案

【今回諮問】

〔幼稚園関係〕

学校廃止

- 議案第1号 左内坂幼稚園の廃止認可について（杉並区）
- 議案第2号 黒田幼稚園の廃止認可について（足立区）
- 議案第3号 調布るんびに幼稚園の廃止認可について（調布市）

議案第1号

左内坂幼稚園廃止要項

1 学校の名称	左内坂幼稚園
2 位 置	杉並区堀ノ内三丁目8番4号
3 廃止の時期	令和 年 月 日 (認可のあった日)
4 廃止の理由	園児の減少により、運営継続が困難となったため
5 設 置 者 名	宗教法人日本基督教団左内坂教会
6 園 長 名	花房 康子
7 園児の処置	令和3年度末をもって全員卒園又は転園
8 教職員の処置	令和3年度末をもって全員退職
9 指導要録等の 引継方法	杉並区に引き継ぐ
10 資産の処置	(1) 園 地 所有者において処置 (2) 園 舎 所有者において処置 (3) 園具・教具等 所有者において処置
11 備 考	(1) 園 地 総面積 686.60㎡ (2) 園 舎 総面積 240.97㎡ (3) 収 容 定 員 60名 (4) 設置認可年月日 昭和28年9月10日

議案第2号

黒田幼稚園廃止要項

1 学校の名称	黒田幼稚園
2 位 置	足立区西新井五丁目24番8号
3 廃止の時期	令和 年 月 日 (認可のあった日)
4 廃止の理由	設置者・園長の高齢化及び後継者不在により、運営継続が困難になったため
5 設置者名	黒田 俊江
6 園 長 名	黒田 高子
7 園児の処置	令和3年度末をもって全員卒園
8 教職員の処置	令和3年度末をもって全員退職
9 指導要録等の引継方法	足立区に引き継ぐ
10 資産の処置	(1) 園 地 所有者において処置 (2) 園 舎 所有者において処置 (3) 園具・教具等 所有者において処置
11 備 考	(1) 園 地 総面積 1,296.86㎡ (2) 園 舎 総面積 634.84㎡ (3) 収容定員 175名 (4) 設置認可年月日 昭和38年10月15日

議案第3号

調 布 る ん び に 幼 稚 園 廃 止 要 項

1 学校の名称	調布るんびに幼稚園
2 位 置	調布市西つつじヶ丘二丁目12番地3号
3 廃止の時期	令和 年 月 日 (認可のあった日)
4 廃止の理由	園舎の老朽化及び園児の減少に伴い、運営継続が困難になったため
5 設 置 者 名	宗教法人金龍寺
6 園 長 名	小林 士孝
7 園児の処置	令和3年度末をもって全員卒園
8 教職員の処置	令和3年度末をもって全員退職
9 指導要録等の 引継方法	調布市に引き継ぐ
10 資産の処置	(1) 園 地 所有者において処置 (2) 園 舎 所有者において処置 (3) 園具・教具等 所有者において処置
11 備 考	(1) 園 地 総面積 3, 518. 00㎡ (2) 園 舎 総面積 698. 67㎡ (3) 収 容 定 員 200名 (4) 設置認可年月日 昭和41年5月31日